宮城縣の挨拶并受領證

去る二十一日を以て宮城縣に送付したる義捐金に對し同縣知事の挨拶狀并に受領證は左の如し

拜啓陳バ縣下海嘯罹災者救恤ノ爲義捐金募集ノ趣ヲ以テ第一回分ハ曩ニ御回付相成候處今又第二回トシテ金四千七百六十七圓四十八錢七厘御回付相成御厚情嘸謝ニ不堪候

右御挨拶迄如此ニ御座候敬具

明治廿九年七月廿五日　宮城縣知事　勝間田稔

東京　時事新報社　御中

い第八六〇號

證

一金四千七百六十七圓四十八錢七厘

但海嘯罹災者救助費トシテ寄付

右正ニ領收候也

明治廿九年七月廿四日　宮城縣知事勝間田稔

時事新報社　御中

社說

會社の風紀

商賣の要は利益の一點なれども其利益を得るの法は駈引運動活潑自在にして然かも放縱に流れず小心翼々の中に大膽に擧動して事を決し毫も他の牽束を受けざるが如き最も必要にして一個人と集合體とに拘はらず其心掬は何れも同樣ならざるを得ず今の銀行其他の株式會社の組織には商法の規定あり又株主の定めたる定款ありて一方には役員の權限を明にして其擧動を牽束し一方には株主の權利を保護して苟も專私を許さゞるの注意甚だ密なり法律の約束は社會百般の人事に欠く可らざるの常にして商賣の取引も最後の手段は法律に據らざるを得ざるのみか日常の事も文字の約束に依頼するもの多し即ち規定の必要ある所以なれども是れは表面の公法にして會社の內部に至りては自から然らず定款の約束はありながら其約束は實際に恰も無用にして株主は役員を信用して總て之に委任し役員は自から任じて思ふ存分に事を行ひ双方共に默識意會して圓滑の間に事の運びを敏捷ならしめ利益の目的を達す可し彼の政治論の如きは政府も人民も唯一の憲法を楯として互に權限を云々し國會の議場に双方共に火花を散して爭ひながら當局者は之が爲めに戒心して擧動を謹ひなゞ政治の進歩は法律の爭論に由て見るの場合も多けれ共會社の事は全く別にして約束は固より必要にして欠く可らざれども實際には恰も其約束を忘れて只管事に忙しき有樣に非ざれば營業の繁昌は到底覺束なし商賣上に權限論は全く禁物なりと知る可し拘實際に顧みて今の請會社の有樣を如何と云ふに多數の中には其創立も古くして基礎既に成り役員の就任も唯撰擧の名あるのみにして其實は會社固有の習慣情實に由て行はるゝものなるに非ず是種の會社にては高級の人員平穩の裏を成し役員等の身は恰も一種の世襲世官の如くにして自から其地位の高貴を信じ假令ひ執務の實際に[illegible]なきも株主の意向の如き[illegible]に[illegible]するに足[illegible]して充分[illegible]の敬[illegible]自然の結果[illegible]の[illegible]を[illegible]して[illegible][illegible]に[illegible]を[illegible]する[illegible]なく之を[illegible]する[illegible]實上の本務と營業にして[illegible]の[illegible]の[illegible]の